

不要財産の国庫納付について

1. 経緯

会計検査院事務総局第5局による独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する横断的検査において、平成22年に改正された独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2及び「独立行政法人の事務・業務の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）の趣旨に照らし、不要財産と認められる政府出資に係る資金について国庫納付の処置を講ずる必要がある旨、指摘された。

2. 指摘された不要財産の内容

独法移行時に、特殊法人から引き継いだ政府出資金275,907,851円のうち、現金出資された19,698,330円及び敷金の返戻金140,000円の合計19,838,330円

取得の日	平成15年10月 1日	19,698,330円（独法移行日）
	平成18年 7月31日	140,000円（敷金の返戻を受けた日）
申請の日	<u>主務大臣への申請日 19,838,330円（不要財産の認可申請日）</u>	

3. 対応方針

指摘を受けた政府出資金について、「独法通則法の改正」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の趣旨等に鑑み、平成24年度中に国庫納付の手続きを実施することとしたい。

【参考条文】

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

（略）

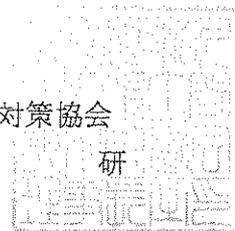
5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（略）

北方第 935 号
平成 24 年 8 月 17 日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 殿

独立行政法人北方領土問題対策協会
理事長 荒 川 研



政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可申請について

標記について、「独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 1 項」、「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第 2 条の第 2 項」の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

独立行政法人北方領土問題対策協会設立時に政府から出資された 275,907,851 円のうち、現金出資された 19,698,330 円及び出資時は敷金（職員借上住宅）で平成 18 年度の退去に伴う返戻金 140,000 円の合計 19,838,330 円

2. 不要財産と認められる理由

社会経済情勢の変化等により、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため。

3. 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

取得の日	平成 15 年 10 月 1 日	19,698,330 円（独法移行日）
	平成 18 年 7 月 31 日	140,000 円（敷金の返戻を受けた日）
申請の日	主務大臣への申請日	19,838,330 円



4. 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
出 資 金銭 19,698,330 円及び敷金の返戻金 140,000 円
一般会計 特殊法人から独立行政法人への移行時における承継資産

5. 現物による国庫納付の予定時期
 平成 24 年度中

6. その他必要な事項
 特になし